

# 中札内村こども計画（案）

令和8年3月

中札内村

## 目 次

第1章 計画の策定に当たって	
第1節 計画策定の背景・趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画の期間	2
第4節 計画策定体制	2
第2章 中札内村の現状	
第1節 少子化の動向	3
第2節 家族や地域の状況	8
第3節 子育ての状況	10
第3章 計画の基本的な考え方	
第1節 基本理念	14
第2節 基本目標	14
第4章 子ども・子育て支援制度にもとづく事業の展開	
第1節 子ども・子育て支援制度の概要	16
第2節 教育・保育提供区域の設定	17
第3節 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容及びその実施時期	18
第4節 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容	19
第5節 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	20
第6節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容及びその実施時期	20
第5章 子ども・子育て支援関連施策の展開	
第1節 地域における子育て支援の充実	25
第2節 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	28
第3節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進	31
第4節 子どもに対する意見聴収	34
第5節 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	38
第6節 子どもの貧困対策への支援	40
第7節 ワーク・ライフ・バランスの推進	42
第8節 子育てを支援する生活環境の整備	43
第9節 子どもの安全の確保	44
第6章 計画の推進及び点検評価	46
[資料]	
・中札内村子ども・子育て会議条例	47
・中札内村子ども・子育て会議条例施行規則	50
・中札内村子ども・子育て会議委員名簿	52

## 第1章 計画の策定に当たって

### 第1節 計画策定の背景・趣旨

幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成24年8月に子ども・子育て関連3法を成立され、平成27年4月から質の高い幼児期の教育・保育及び地域ぐるみで子育てを支援する体制などの計画的な整備を進める「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

さらに、国においては、急速な出生率の低下による少子高齢化の進行、児童虐待の増加や子どもの貧困、いじめや自殺の増加など、子どもを取り巻く諸問題を背景に、令和5年4月にこども家庭庁が発足し、同時にこども基本法が施行されました。

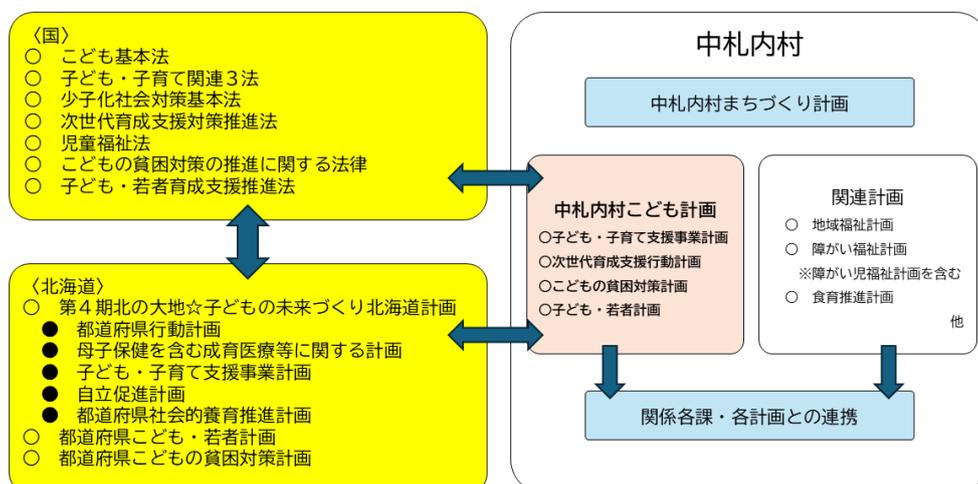
こども基本法では、日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来に渡って幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的に、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定、若者の意見の反映、市町村こども計画について定められました。

市町村においては、国、北海道が策定するこども計画を勘案して市町村こども計画を策定するよう努めるものとされており、中札内村では既に子ども・子育て支援新制度の目的や意義を踏まえた「中札内村子ども・子育て支援事業計画」（令和7年度～令和11年度）を策定しており、令和11年度までの計画となっていますが、子どもに係る施策を総合的・計画的に推進することが喫緊の課題であることから、こども大綱に基づいた「中札内村こども計画」を策定しました。

### 第2節 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する「子ども・若者計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する「子どもの貧困対策に関する計画」に位置づけた計画とします。

本計画は、「中札内村まちづくり計画」を最上位計画とし、子どもの福祉や教育に関する他の計画などとの整合を図り、より具体性のある計画とします。



### 第3節 計画の期間

計画の期間は令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

また、中札内村子ども・子育て支援事業計画、中札内村次世代育成支援行動計画については、令和7年度から令和11年度からの計画となっており、本計画はこれに「中札内村子ども・若者計画」「中札内村子どもの貧困に関する計画」を加え、一つの計画とします。

### 第4節 計画策定体制

#### 1 「中札内村子ども・子育て会議」の設置

本計画の策定に当たっては、公募による村民、学識経験者及び労働者、子育て支援関係者で構成する「中札内村子ども・子育て会議」（以下「子育て会議」という。）を設置し、令和7年7月から令和8年2月までの期間において3回開催し、審議を行いました。

#### 2 村民への周知

本計画の策定に当たっては、広く村民の意見を反映させるため、子ども・子育て会議の委員として村民に参画いただくとともに、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで計画素案に対するパブリックコメントを実施しました。

#### 3 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

計画の策定に当たっては、子育ての状況や保育サービス等のニーズを把握するため、就学前の児童や小学生の保護者全員を対象としたアンケートを実施しました。

アンケートの概要は次のとおりです。

#### ニーズ調査実施概要

区分	調査対象者	調査時期	依頼数	調査方法	回収状況 (回収率)
就学前児童	0歳児から5歳児がいる保護者	令和6年8月1日～ 令和6年8月31日	150名	郵送 ・ WEB	84名 (56%)
小学生	小学1年生から小学6年生がいる保護者		197名		110名 (55.8%)

#### 4 こどもに対する意見聴収について

こどもに対する意見聴収として、アンケートの概要は次のとおりです。

区分	調査対象者	調査時期	調査方法	対象児童
小学生	放課後児童クラブに通う児童	令和7年11月4日～ 令和7年11月14日	児童館にて 回答	50名

## 第2章 中札内村の現状

### 第1節 少子化の動向

#### 1 人口推移と少子化の動向

令和7年1月1日現在の住民基本台帳による本村の総人口は3,823人となっており、このうち15歳未満の人口が453人で総人口の11.8%となっています。また、15歳以上64歳以下の人口は2,187人で57.2%、65歳以上の人口は1,183人で31.0%となっています。

総人口に占める15歳未満の児童人口の割合、15歳～64歳の人口割合共に減少傾向にあります。一方で65歳以上の人口の割合は平成12年と比べると約12%増加し、全体の3割を占めており、中札内村においても少子高齢化が近年において著しく進展しているのが現状です。

表1 人口推移と少子化の動向（中札内村） (人)

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
15歳未満	643 15.6%	574 14.4%	526 13.1%	519 13.0%	491 12.6%	453 11.8%
15～64歳	2,685 65.2%	2,503 62.8%	2,482 62.0%	2,359 59.4%	2,275 58.6%	2,187 57.2%
65歳以上	788 19.1%	906 22.7%	998 24.9%	1,088 27.4%	1,118 28.8%	1,183 31.0%
総人口	4,116	3,983	4,006	3,966	3,884	3,823

資料 国勢調査、令和7年は住民基本台帳（令和7年1月1日現在）

表2 人口推移と少子化の動向（北海道） (人)

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
15歳未満	792,352 13.9%	719,057 12.8%	792,352 13.9%	608,296 11.3%	556,526 10.7%	498,470 9.9%
15～64歳	3,832,902 67.4%	3,696,064 65.7%	3,832,902 67.4%	3,190,804 59.2%	2,988,800 57.2%	2,880,434 57.1%
65歳以上	1,031,552 18.2%	1,205,692 21.4%	1,031,552 18.2%	1,582,633 29.4%	1,679,288 32.1%	1,664,663 33.0%
総人口	5,683,062	5,627,737	5,683,062	5,381,733	5,224,614	5,043,567

資料 国勢調査、令和7年は住民基本台帳（令和7年1月1日現在）

※年齢別外国人住民数が非公開となる市町村がある場合や、年齢不詳者の数により、各項の和と合計が一致しない場合があります。

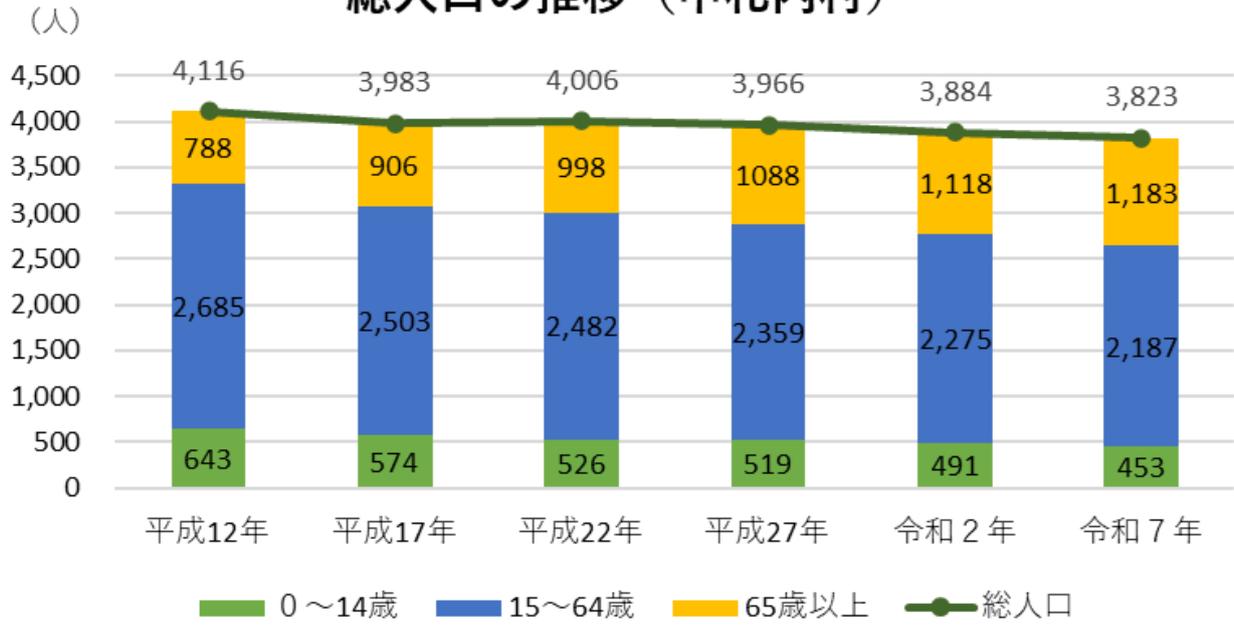
表3 人口推移と少子化の動向（全国） (人)

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
15歳未満	18,472,499 14.6%	17,521,234 13.7%	16,803,444 13.2%	15,866,810 12.4%	15,031,602 11.9%	14,024,970 11.3%
15～64歳	86,219,631 67.9%	84,092,414 65.8%	81,031,800 63.8%	76,288,736 60.0%	75,087,865 59.5%	74,389,260 59.8%
65歳以上	22,005,152 17.3%	25,672,005 20.1%	29,245,685 23.0%	34,919,199 27.4%	36,026,632 28.6%	35,216,427 28.9%
総人口	126,925,843	127,767,994	128,057,352	127,094,745	126,146,099	124,330,657

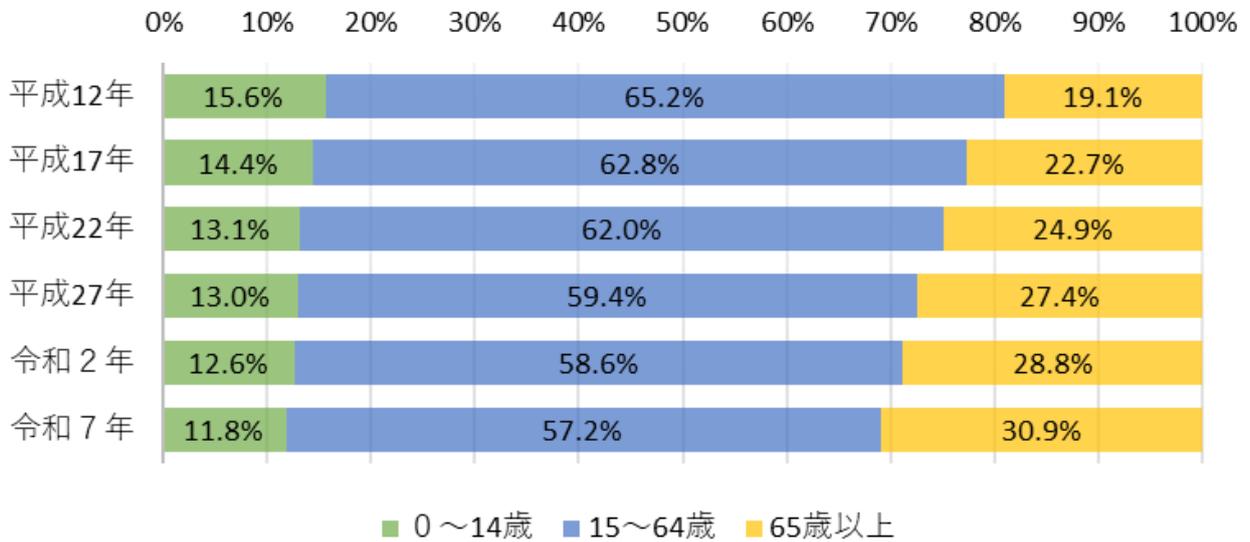
資料 国勢調査、令和7年は住民基本台帳（令和7年1月1日現在）

※年齢別外国人住民数が非公開となる市町村がある場合や、年齢不詳者の数により、各項の和と合計が一致しない場合があります。

## 総人口の推移（中札内村）



## 年齢3区分人口構成比（中札内村）



## 2 出生の動向

中札内村においては、国、北海道ともに出生率を上回っていますが、人口が長期的に維持される水準の出生率（2.07人）を下回っています。

これまでも、重点施策として独自の子育て支援施策に取り組んできておりますが、第2次ベビーブームのピークを境に、出生数が右肩下がりの減少に転じてから半世紀となった令和5年度を「少子化ストップ元年」と位置づけ、中札内村の持続的な未来の実現を図るため、住民目線に立ち、社会情勢を鑑みながら、新規事業を盛り込むとともに、既存事業の大幅な拡充を行い少子化対策に取り組んでいます。

表4 人口推移と少子化の動向

年	中札内村				北海道 合計特殊 出生率	全国合計 特殊出生率
	人口	出生数	出生率 (人口千人対)	合計特殊 出生率		
平成20年	4,005	34	8.5	1.45	1.20	1.37
平成21年	4,004	27	6.7		1.19	1.37
平成22年	4,044	31	7.6		1.26	1.39
平成23年	4,041	33	8.2		1.25	1.39
平成24年	4,061	39	9.6		1.26	1.41
平成25年	4,077	27	6.6	1.39	1.28	1.43
平成26年	4,013	39	9.7		1.27	1.42
平成27年	3,955	34	8.5		1.31	1.45
平成28年	3,966	31	7.8		1.29	1.44
平成29年	3,926	27	6.8		1.29	1.43
平成30年	3,913	19	4.8	1.37	1.27	1.42
令和元年	3,881	26	6.6		1.24	1.36
令和2年	3,919	25	6.3		1.21	1.33
令和3年	3,908	29	7.4		1.20	1.30
令和4年	3,859	24	6.2		1.12	1.26
令和5年	3,842	21	5.5			

資料 住民基本台帳（各年3月31日現在）、人口動態統計（各年12月31日現在）

（注1）出生率とは、ある年に生まれた出生数をその年の人口で割って1,000倍した人数

（注2）合計特殊出生率とは、一人の女子が、その年次の年齢別出生率において、一生の間に子どもを生むとした場合の平均の子どもの数。

### 3 婚姻の動向

#### (1) 婚姻率と離婚率

令和6年の中札内村の婚姻率は2.6で、北海道及び全国の婚姻率を下回っています。離婚率は0.79で、北海道及び全国より下回っています。

表5 婚姻率と離婚率

年	中札内村		北海道		全国	
	婚姻率	離婚率	婚姻率	離婚率	婚姻率	離婚率
平成20年	4.6	0.26	5.3	2.30	5.8	1.99
平成21年	4.9	1.28	5.2	2.24	5.6	2.01
平成22年	4.3	1.26	5.2	2.30	5.5	1.99
平成23年	5.5	1.00	4.9	2.17	5.2	1.87
平成24年	3.5	1.24	4.9	2.13	5.3	1.87
平成25年	4.6	1.21	4.9	2.09	5.3	1.84
平成26年	3.4	1.22	4.8	2.04	5.2	1.77
平成27年	3.5	1.50	4.8	2.09	5.1	1.81
平成28年	3.2	1.00	4.6	1.97	5.0	1.73
平成29年	3.2	2.27	4.5	1.92	4.9	1.70
平成30年	4.8	0.51	4.4	1.90	4.7	1.66
令和元年	5.8	1.02	4.5	1.89	4.8	1.69
令和2年	3.5	1.78	4.0	1.75	4.3	1.57
令和3年	2.3	0.51	3.8	1.68	4.1	1.50
令和4年	4.1	1.28	3.7	1.65	4.1	1.47
令和5年	4.3	1.28	3.4	1.71	3.9	1.52
令和6年	2.6	0.79	3.5	1.76	4.0	1.55

資料 人口動態統計（各年12月31日現在）

（注1）婚姻率とは、人口千人当たりの婚姻件数を示す率。

（注2）離婚率とは、人口千人当たりの離婚件数を示す率。

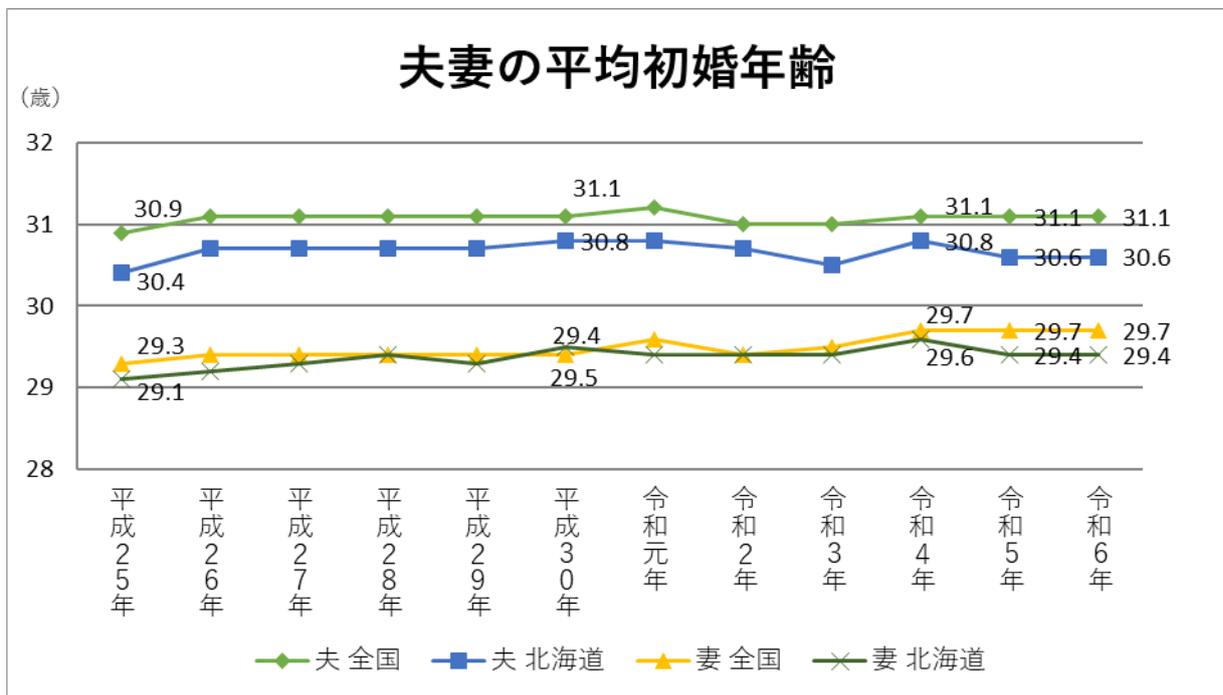
(2) 平均初婚年齢

北海道の平均初婚年齢は、全国と比較すると夫妻ともに若いですが、夫、妻ともに年々上昇しています。

表6 夫妻の平均初婚年齢

年	北海道		全国	
	夫	妻	夫	妻
平成25年	30.4歳	29.1歳	30.9歳	29.3歳
平成26年	30.7歳	29.2歳	31.1歳	29.4歳
平成27年	30.7歳	29.3歳	31.1歳	29.4歳
平成28年	30.7歳	29.4歳	31.1歳	29.4歳
平成29年	30.7歳	29.3歳	31.1歳	29.4歳
平成30年	30.8歳	29.5歳	31.1歳	29.4歳
令和元年	30.8歳	29.4歳	31.2歳	29.6歳
令和2年	30.7歳	29.4歳	31.0歳	29.4歳
令和3年	30.5歳	29.4歳	31.0歳	29.5歳
令和4年	30.8歳	29.6歳	31.1歳	29.7歳
令和5年	30.6歳	29.4歳	31.1歳	29.7歳
令和6年	30.8歳	29.7歳	31.2歳	29.8歳

資料 人口動態統計（各年12月31日現在）



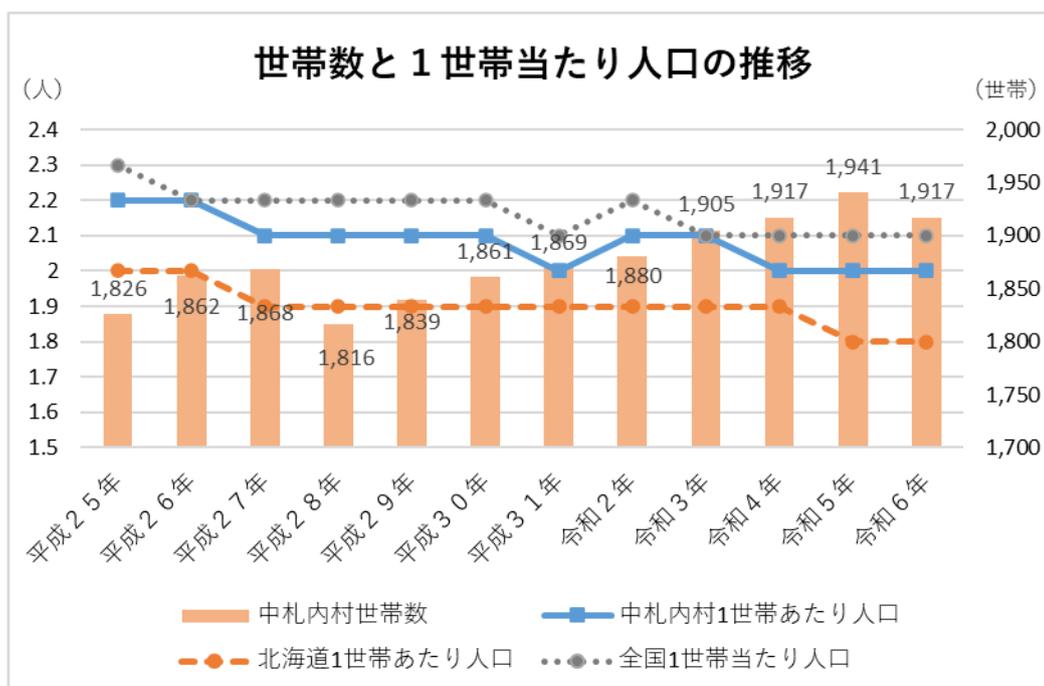
## 第2節 家族や地域の状況

### 1 世帯の動向

中札内村の世帯数は、令和6年1月1日現在1,917世帯で、過去10年間でみると増加傾向にありますが、1世帯当たりの人口は全国・北海道と同様に微減しています。

表8 世帯当たり人口の推移 (人)

年	中札内村 世帯数	中札内村 1世帯あたり 人口	北海道 1世帯あたり 人口	全国 1世帯あたり 人口
平成25年	1,826	2.2	2.0	2.3
平成26年	1,862	2.2	2.0	2.2
平成27年	1,868	2.1	1.9	2.2
平成28年	1,816	2.1	1.9	2.2
平成29年	1,839	2.1	1.9	2.2
平成30年	1,861	2.1	1.9	2.2
令和元年	1,869	2.0	1.9	2.1
令和2年	1,880	2.1	1.9	2.2
令和3年	1,905	2.1	1.9	2.1
令和4年	1,917	2.0	1.9	2.1
令和5年	1,941	2.0	1.8	2.1
令和6年	1,917	2.0	1.8	2.1



## 2 女性の就労状況

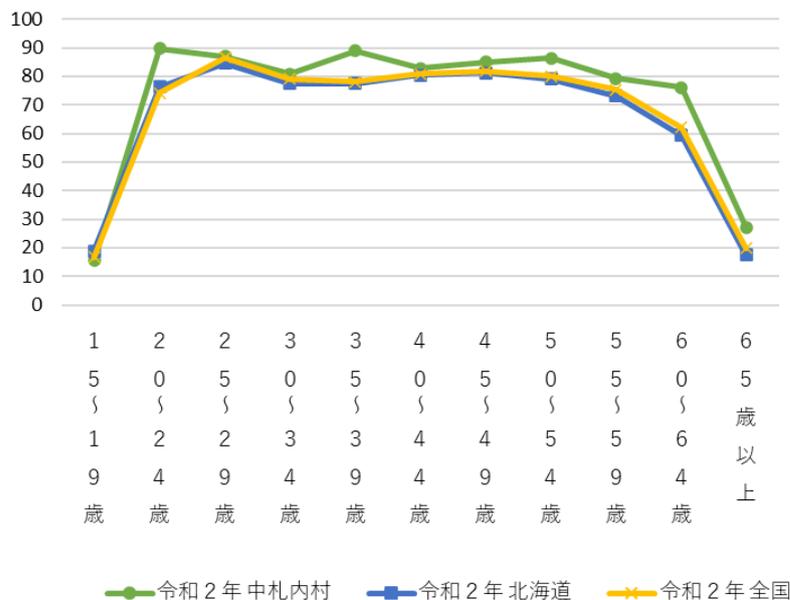
本村の女性の年齢階層別就業率の推移を見ると、ほとんどの年齢階層において、全国、北海道の水準を上回っています。

表9 女性の年齢階層別就業率 (%)

年度	区分	総数	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
平成22年	中札内村	55.4	15.5	86.0	73.0	76.4	73.2	84.5	89.8	80.8	76.0	60.1	22.7
	北海道	45.2	17.1	68.3	71.4	64.8	64.8	69.6	72.5	69.2	60.1	42.8	11.0
	全国	47.0	14.9	66.0	72.4	64.7	64.0	68.4	72.2	70.5	61.8	45.7	14.1
平成27年	中札内村	55.2	9.6	87.5	75.2	74.5	79.2	83.0	88.5	77.3	80.8	62.1	25.3
	北海道	47.2	16.8	72.3	78.8	71.9	72.3	75.9	77.3	74.4	66.8	49.8	14.0
	全国	50.0	14.7	69.5	81.4	73.5	72.7	76.0	77.9	76.2	69.4	52.1	16.7
令和2年	中札内村	58.8	15.6	89.8	87.0	80.8	89.0	82.8	85.0	86.3	79.2	76.2	27.2
	北海道	50.1	18.8	76.3	84.6	77.4	77.5	80.5	81.3	79.0	73.2	59.3	17.6
	全国	53.4	16.7	74.1	86.5	79.1	78.0	80.8	81.9	80.1	75.3	62.1	19.8

資料 国勢調査

女性の年齢別就業率（令和2年）



### 第3節 子育ての状況

#### 1 保育サービスについて

##### (1) 保育事業の概況

令和8年3月現在の村の保育施設は、認定こども園中札内きらきら保育園（保育所型認定こども園）と上札内保育園（へき地保育所）の2か所が設置されていますが、上札内保育園については令和2年より休園しています。

認定こども園中札内きらきら保育園は、平成29年4月に認可保育所から認定こども園へ移行したことにより、「保育を必要としない3歳以上児」を受け入れすることができる、保育所と幼稚園を兼ね備えた「保育所型認定こども園」になっています。

表10 認可保育所（認定こども園）の概況

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
保育所数	1	1	1	1	1
保育所定員数（人）	160	160	160	160	160
入所児童数（人）	104	110	115	107	122
入所率	65%	68.8%	71.9%	66.9%	76.3%
障がい児保育 利用実人員	0	0	0	0	0

※入所児童数は各年4月1日現在の入所児童数

#### 2 子育て支援サービスについて

##### (1) 中札内村子育て支援センターの概況

中札内村子育て支援センターは、子育て家庭への相談指導や子育てサークル等への支援のほか、気軽に訪れることのできる身近な交流・憩いの場としての機能を持ち合わせた施設です。

表11-1 中札内村子育て支援センターの概況（1）

相 談 の 状 況	令和6年度
電話相談	8
支援時相談	100
来所相談	3
その他の相談	19
計	130

相 談 の 内 訳	令和6年度
基本的な生活習慣について	18
発達について	16
支援事業について	49
保育園について	23
その他	24
計	130

表11-2 中札内村子育て支援センターの概況(2)

事業の内容	令和6年度	
	回数(回)	人数(人)
ちびちびの日	20	100
ぴよぴよの日	32	357
げんきの日	120	908
なかよしひろば	10	112
上札内なかよしひろば	上札内保育園休園中のため休止	
リフレッシュサロン	94	28
ミニ講座(救命講習・救急講習・子育て世代のお金の話)	4	44
ファミリー広場	9	106
親子であそぼう	3	22
ぱぱの日	3	32
給食試食会	3	19
おやつ試食会	2	11
計	300	1,739

乳児期の親子ふれあい遊び	6	33
サークル支援	24	269
本の貸し出し	40	83

令和6年度の実施事業

◎劇団風の子 公演 「山越え 川越え」(2月27日) 156名参加

◎サークル支援からの講師依頼・・・3回、43名参加

◎子育てハガキ発送・・・380枚

◎支援案内・・・26通

(2) 放課後児童クラブの概況

昼間保護者が家庭にいない児童を対象として、学校での授業終了後に遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るため、放課後児童クラブを実施しています。

表12 放課後児童クラブの概況

児童クラブ名	中札内放課後児童クラブ	上札内放課後児童クラブ
実施場所	児童館	上札内交流館
令和元年度	80人	8人
令和2年度	72人	6人
令和3年度	73人	2人
令和4年度	58人	1人
令和5年度	64人	5人
令和6年度	69人	
令和7年度	62人	

※ 利用実人員は各年4月1日利用者数

※ 上札内放課後児童クラブは令和5年度をもって事業を終了しています。

### 3 母子保健事業について

主な母子保健事業の状況は以下のとおりです。

表13 母子保健事業の概況

事業名		令和6年度
妊娠届	初産婦	8人
	経産婦	19人
プレママ・ベビーケア教室	実数	14人
	延数	15人
産前産後ヘルパー事業	延べ利用日数	128日
	延べ利用時間	128.5人
	利用者実数	7人
妊産婦通院タクシー事業	利用者実数	4人
	延べ利用回数	24回
産後ケア事業	(訪問型)	
	実数	15人
	延数	37人
	(デイサービス型)	
	実数	7人
	延数	9人
新生児訪問	新生児訪問(延)	18件
	乳児訪問(延)	50件
乳幼児健康診査	対象数	71人
	受診数	70人
	受診率	98.6%
1歳6か月児健診	対象数	20人
	受診数	20人
	受診率	100%
3歳児健診	対象数	28人
	受診数	27人
	受診率	96.4%
随時の乳幼児相談	相談数	185件
すくすく相談	延数	103人
歯科健診	北大乳幼児	230人
	北大父母	13人
	妊婦	11人
	幼児健診	47人
	(1歳半・3歳)	
もぐもぐクッキング (離乳食講習会)	対象数	56人
	受講数	28人
	受講率	50%

#### 4 小学校・中学校について

小学校2校、中学校1校が設置されています。上札内小学校では、令和3年度から山村留学を開始し、都市部の子どもたちが上札内地区での生活を通して自然体験や地域との交流を図っています。

小学校・中学校ともに大きな増減は見られませんが、今後減少傾向になると考えられます。特別支援学級の児童生徒数は横ばいで推移しています。

表14 小学校・中学校の概況

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小 学 校 (2校)	233 (3)	228 (5)	223 (11)	197 (7)	170 (4)
中 学 校 (1校)	109	118	111	123	123
児童・生徒 合 計 数	342	346	334	320	294

※4月1日の人数

※ ( ) は山村留学の人数

表15 特別支援学級の概況

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校 (2校)	学 級 数	9	9	9	9	8
	児 童 数	34	39	36	35	35
中学校	学 級 数	5	4	3	3	2
	生 徒 数	16	15	14	15	14
合 計	学 級 数	14	13	12	12	10
	児童・生徒数	50	54	50	50	45

※ 4月1日の人数

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 第1節 基本理念

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、中札内村における将来の活力ある社会の担い手育成にもつながるものであり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、子を持つ親自身の成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援します。

子ども・子育て支援の意義に関する理解の下、各々の子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要です。

中札内村は、「みんなでつくる！自然と笑顔になるまち なかさつない」をまちづくりのテーマとし、豊かな自然に囲まれた環境で、自然とともに暮らし、心優しい人達の交流の中で誰もが安心して子どもを生き育てることのできる環境を整え、家庭や地域における子育てへの支援を通して、自然と笑顔になる毎日を過ごせるまちづくりを進めます。

### 第2節 基本目標

本計画では、基本理念を実現するために、次の9つを「中札内村こども計画の目標」として位置づけ、総合的かつ効果的に施策を推進します。

#### 1 地域における子育ての支援

子どもを養育するすべての人が安心して子育てができるよう、地域における様々な子育て支援サービスの充実を推進します。

子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における子育て支援サービス等のネットワーク化を促進するなど、中札内村の持つ機能を有効に活用し、子育てに関わる人材等を効果的に活用した取り組みを推進します。

#### 2 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であり、子どもを生き、ゆとりを持って育てるための基盤となるものです。妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、両親学級等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等を充実させます。

### 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもが個性豊かに生きる力を育むことができるよう、それぞれの子どもの実態を踏まえ、学校・家庭・地域が協力し教育力を向上させるための支援体制の充実を推進します。

### 4 子どもに対する意見聴収

こどもや若者が意見を表明する権利について村全体で理解を深めるとともに、こどもや若者が意見を言える機会を増やし、意見の収集・反映に努めます。

### 5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭等の自立の支援、障がい児施策の充実等を通じ、支援を必要とする子どもが、地域で安心して生活できる環境づくりを推進します。

### 6 子どもの貧困対策への支援

経済的に困難な状況にある世帯における子どもへの貧困の連鎖を止めるため、経済的支援・自立支援の充実、教育機会の確保を支援していきます。

### 7 ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と子育てを両立するためには、働き方の見直しが必要です。国・北海道・関係団体等と連携を図りながら、仕事と子育てを両立するための支援策（法律）などの広報・啓発活動に努めます。

### 8 子育てを支援する生活環境の整備

子どもと保護者が安心して暮らせるよう、住環境の整備や外出しやすい地域づくりなど、子育てに配慮した総合的なまちづくりを推進します。

### 9 子ども等の安全の確保

子どもや保護者が事故や犯罪に巻き込まれることを防ぐため、地域での見守りや、関係機関と連携した安全の確保対策を推進します。

## 第4章 子ども・子育て支援制度にもとづく事業の展開

### 第1節 子ども・子育て支援制度の概要

幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が制定され、平成27年度から子ども・子育て支援の制度が始まりました。

#### 1 施設型給付と地域型保育給付の創設

認定こども園、幼稚園、保育所への「施設型給付」と小規模保育事業等への「地域型保育給付」が創設され、財政支援の仕組みが共通化されました。

施設型給付	○（新制度移行）幼稚園 ○保育所 ○認定こども園（幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型）	
地域型保育給付	○家庭的保育 ○事業所内保育	○小規模保育 ○居宅訪問型保育

#### 2 教育・保育給付認定

認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業等の利用を希望する子どもについて3つの認定区分が設けられ、市町村が保育の必要性の有無などにに基づき認定し、認定区分によって利用できる施設が決めます。

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳	なし	認定こども園 幼稚園
2号認定	3～5歳	あり	認定こども園 保育所
3号認定	0～2歳	あり	認定こども園 保育所 地域型保育事業

### 3 地域子ども・子育て支援事業

令和4年の児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」が新たに創設され、16事業となりました。

また、令和8年度に制度化される「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を合わせて17事業となり、各市町村が地域の实情に応じて推進していくこととなりました。

事業の名称	
○乳児家庭全戸訪問事業	○一時預かり事業
○養育支援訪問事業	○地域子育て支援拠点事業
○ファミリーサポートセンター事業	○利用者支援事業
○放課後児童健全育成事業	○妊婦健康診査事業
○子育て短期支援事業	○実費徴収に係る補足給付を行う事業
○延長保育事業	○多様な事業者の参入を促進するための事業
○病児保育事業	○子育て世帯訪問支援事業
○児童育成支援拠点事業	○親子関係形成支援事業
○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	

### 4 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月より、消費税率引き上げによる増収分を原資として幼児教育・保育の無償化が始まりました。これにより、3歳以上児及び市町村民税非課税世帯の3歳未満児の保育料が無償化されることとなりました。中札内村では、国が規定した無償化対象者の範囲をさらに拡大し、市町村民税課税世帯の3歳未満児の保育料及び3歳以上児の副食費も無償としており、子育て世帯の経済的負担軽減に努めています。

#### 第2節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の实情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

本計画においては、子どもや保護者が居住する身近な場所において、教育・保育が受けられる環境づくりを基本としつつ、これまでの施設利用の環境に基づいた体制づくりを進めていくこととし、中札内村全域を1つの単位とした教育・保育提供区域を定めます。

### 第3節 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容及びその実施時期

教育・保育の利用状況及びニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえ、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

※必要利用定員総数・・・幼児期の学校教育・保育の量の見込み

#### (1) 1号認定（3歳以上、幼稚園または認定こども園を利用）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数	18人	18人	18人	17人	18人
確保の内容	18人	18人	18人	17人	18人
特定教育・保育施設 （幼稚園、保育園、 認定こども）	18人	18人	18人	17人	18人

#### (2) 2号認定（3歳以上、保育所または認定こども園を利用）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数	72人	71人	72人	70人	71人
確保の内容	72人	71人	72人	70人	71人
特定教育・保育施設 （幼稚園、保育園、 認定こども）	72人	71人	72人	70人	71人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人

#### (3) 3号認定（0歳、保育所または認定こども園を利用）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数	6人	6人	6人	6人	6人
確保の内容	6人	6人	6人	6人	6人
特定教育・保育施設 （幼稚園、保育園、 認定こども）	5人	5人	5人	5人	5人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	1人	1人	1人	1人	1人

#### (4) 3号認定（1歳、保育所または認定こども園を利用）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数	17人	17人	17人	17人	17人
確保の内容	17人	17人	17人	17人	17人
特定教育・保育施設 （幼稚園、保育園、 認定こども）	17人	17人	17人	17人	17人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人

(5) 3号認定（2歳、保育所または認定こども園を利用）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数	24人	24人	24人	24人	24人
確保の内容	24人	24人	24人	24人	24人
特定教育・保育施設 （幼稚園、保育園、 認定こども）	24人	24人	24人	24人	24人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人

※1～3号認定計

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数	137人	136人	137人	134人	136人
確保の内容	137人	136人	137人	134人	136人
特定教育・保育施設	137人	136人	137人	134人	136人
確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人

第4節 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域における子育て力の向上を支援する必要があります。

中札内村では、さらなる保育の充実や保育の質向上を図るため、平成27年度から中札内きらきら保育園を「保育所」から「認定こども園」へ移行させる準備を進め、平成29年4月より「認定こども園 中札内きらきら保育園」として運営しています。認定こども園は、保護者が働いている、働いていないにかかわらず柔軟に子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能をもった施設です。

認定こども園移行後は、地域住民や教育委員会、外部講師と協力しながら「健康でしっかりとした身体づくり」「地域全体で子育て」「学校との連携を図る」の3点に力を入れて取り組んでいます。学校との連携に関しては、年長児の段階で子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等、一人ひとりの様子を小学校に伝え、教員が子どもの特性を適切に把握した上で引き継ぎ、就学後の教育に生かすことができるよう連携強化を図ります。

## 第5節 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産前・産後休業、育児休業明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供や相談支援等を行うとともに、ニーズ調査結果を踏まえて計画的に教育・保育施設の整備や地域型保育事業の展開を進めます。

とくに、出産後、保育園等への入園時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業満了時（原則一歳到達時）に教育・保育施設、地域型保育事業等の利用を希望する保護者については、育児休業満了時から円滑に利用できるよう環境整備に努めます。

## 第6節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容及びその実施時期

子育て支援事業等の利用状況やニーズ調査等による利用希望を踏まえ、適切な量の地域子ども・子育て支援事業の提供が行えるよう、事業ごとに量の見込みを定め、確保内容とその実施時期を定めます。

1. 乳児家庭全戸訪問事業						福祉課
すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の支援を行います。支援が特に必要と認められる場合には養育支援訪問事業に引き継ぎ支援します。						
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み(人)	21	21	21	21	21	
確保方策(人)	21	21	21	21	21	

2. 養育支援訪問事業						福祉課
乳児家庭全戸訪問事業等により把握した支援が必要な家庭に訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を実施します。						
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み(人)	25	25	25	25	25	
確保方策(人)	25	25	25	25	25	

### 3. ファミリーサポートセンター事業

福祉課

令和4年9月より開始した子育てを地域でお手伝いする会員組織で、ファミリーサポートセンターが仲介役となり会員を紹介します。保護者の育児疲れの解消、保護者の急病や保護者の断続的な就労形態などに対応するため、送迎・預かり、家事援助を行います。

- ・設置箇所数：1か所
- ・対象児童：中学生まで
- ・援助活動期間：月曜日～日曜日の7：00～21：00  
(年末年始12/28～1/3を除く)

・令和6年度登録者数

援助会員：28名

依頼会員：21名

両方会員：6名

・令和6年度援助活動回数 111回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	7	7	7	7	7
確保方策(人)	7	7	7	7	7

### 4. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

福祉課

児童館を利用して、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を行う事業です。

令和7年度当初入所人数：62人

中札内小学校（1～3年生：47名 4～6年生：11名）

上札内小学校（1～3年生：4名 4～6年生：0名）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人)	67	67	67	67	67
1年生	14	14	14	14	14
2年生	20	20	20	20	20
3年生	17	17	17	17	17
4年生	8	8	8	8	8
5年生	5	5	5	5	5
6年生	3	3	3	3	3
確保方策(人)	80	80	80	80	80

5. 短期入所生活援助（ショートステイ）事業					福祉課
<p>保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に実施施設（保育所等）において養育・保護を行う事業です。</p> <p>令和6年度より短期入所生活援助事業を開始しています。</p>					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日/年)	20	20	19	19	19
確保方策(人日/年)	20	20	19	19	19

6. 延長保育（時間外保育事業）					保育園
<p>保護者の仕事等のため、通常の保育園の利用時間を超えて児童の保育を希望する場合に行っています。18時30分以降の延長保育の実施はしておりませんが、保護者の勤務実態や必要性を検証するとともに、受入れ体制の構築が可能であるかを合わせて検討します。</p>					

7. 病児・病後児保育事業					保育園
<p>保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行う事業です。</p> <p>村では看護師を配置してまで常時必要としていないため実施はしていませんが、軽度な場合は保護者の都合により保育園で対応しています。ニーズ調査により要望があるため、地域内の医療機関等への委託、又は他の市町村と広域的に連携して取り組むことができないかを含めて検討を行います。</p>					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日/年)	125	125	125	125	125
確保方策(人日/年)	125	125	125	125	125

8. 一時預かり事業（一時保育）					保育園
<p>保護者の育児疲れの解消、保護者の急病や保護者の断続的な就労形態などに対応するため、一時的に預かる保育を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置箇所数：保育所型 1か所（子育て支援センターで実施）</li> <li>・対象児童：1歳以上で保育園に入園していない児童</li> <li>・保育期間：月曜日～金曜日の8:15～17:15</li> <li>・利用回数：月12回まで</li> <li>・令和6年度実績（延べ数）453回利用</li> </ul>					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日/年)	370	370	370	370	370
確保方策(人日/年)	370	370	370	370	370

9. 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）		子育て支援センター				
<p>子育て支援センターは、子ども同士の遊びの場、親同士の交流の場、子育てに関する情報交換ができる憩いの場、育児疲れから解放されるリフレッシュの場として実施しています。</p> <p>不安や悩み等を抱えている家庭への訪問による支援のほか、子どもとの接し方や関わり方が分からない親への支援を行い、安心して子どもを産み育てられる環境をつくるために、小学校入学後も含め幅広く相談支援等の対応をします。</p> <p>・設置箇所数 1か所</p>						
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人回/月)		170	170	170	170	170
確保方策		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

10. 利用者支援事業		福祉課				
<p>保健師・助産師・管理栄養士が妊娠中から子育てに関する不安、悩み、心配事の相談に対応します。必要に応じて、様々な関係機関と連携しながらサポートする事業です。</p> <p>令和2年8月に開設した子育て世代包括支援センターについては、令和8年度中に開設される子ども家庭センターへ統合します。</p>						
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	基本型・特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	子ども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

11. 妊婦一般健康診査事業及び超音波検査事業		福祉課				
<p>妊婦の健康保持・増進のため妊娠中の健康診査について、受診票の交付により助成を行っています。妊婦1名に対して妊婦一般健康診査受診票は14枚、超音波検査は11枚交付しています。</p> <p>また、産後の母の健診についても、受診票の交付により助成を行っています。産婦1名に対して産後2週間健診、1か月健診の2回分を助成しています。</p>						
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	27人	27人	27人	27人	27人	27人
	314回	314回	314回	314回	314回	314回
確保方策	27人	27人	27人	27人	27人	27人
	314回	314回	314回	314回	314回	314回

12. 子育て世帯訪問支援事業		福祉課				
<p>家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。</p>						

13. 児童育成支援拠点事業	福祉課
<p>養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場所を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。</p>	

14. 親子関係形成支援事業	福祉課
<p>児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけることにより、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。</p>	

15. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）〔R8新規事業〕	福祉課																		
<p>すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成長環境を整備するとともにすべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにも対応できる形での支援を強化するため、就労要件等を問わず、支援センター等を利用できる制度です。</p> <p>村では、令和8年4月より事業開始となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置箇所：子育て支援センター等で実施</li> <li>・対象児童：0歳6か月～3歳未満（保育園に入園していない児童）</li> <li>・利用時間：月10時間まで</li> </ul>																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> <th>令和11年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>量の見込み</td> <td></td> <td>3人/日</td> <td>3人/日</td> <td>3人/日</td> <td>3人/日</td> </tr> <tr> <td>確保方策</td> <td></td> <td>3人/日</td> <td>3人/日</td> <td>3人/日</td> <td>3人/日</td> </tr> </tbody> </table>		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	量の見込み		3人/日	3人/日	3人/日	3人/日	確保方策		3人/日	3人/日	3人/日	3人/日
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度														
量の見込み		3人/日	3人/日	3人/日	3人/日														
確保方策		3人/日	3人/日	3人/日	3人/日														

16. 実費徴収に係る補足給付を行う事業	福祉課
<p>保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。</p>	

17. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	福祉課
<p>特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する事業です。</p>	

## 第5章 子ども・子育て支援関連施策の展開

本計画の基本理念と7つの基本目標に基づく施策の方向性をもとに、計画期間中に中札内村が取り組みを行う各種施策の展開を記載するものです。

### 第1節 地域における子育て支援の充実

核家族化の進行や地域社会の変化に伴い、協力者や相談相手が身近にいないなど、子育てへの負担感が増大しているといわれています。

そのため、地域社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることが必要となります。

子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てできるよう、すべての子育て家庭を対象とした支援の充実を図ります。

#### (1) 子育て支援サービスの充実

18. 家庭教育・相談事業	福祉課・教育委員会
保健センターでは「妊産婦教室」等や随時の健康相談を実施し、教育委員会では、家庭の教育向上を目的とした教育講演会を地域協働型学校づくり協議会（CS）、PTAと連携して開催します。事業の内容を周知し、また、事業を充実させ、多くの方に利用してもらえるように努めます。	
19. 子育て情報の提供	子育て支援センター
村の広報紙やHP・SNS、子育て支援通信「げんき」、子育てハガキ通信等を活用し、子育てに関する情報を子育て家庭へ提供します。周知方法の見直しや内容の充実を図ります。	
20. 子育てのための施設等利用給付	福祉課
子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、認可外保育施設や幼稚園の預かり保育等を利用した際の利用料を支給します。（3歳未満児は住民税非課税世帯であって保育の必要性がある子どもに限ります）	
21. 村外保育施設無償化事業	福祉課
子育て家庭の経済的負担の軽減及び村外の近隣市町村で勤務する保護者の利便性向上のため、「20. 子育てのための施設利用給付」の対象とならない、3歳未満児が認可保育施設・認可外保育施設を利用した際の保育料を助成します。	

## (2) 保育サービスの充実

22. 保育園環境整備	保育園
<p>中札内きらきら保育園は平成29年に認可保育所から保育所型認定こども園へ移行しており、保護者の就労状況の変化等によらず柔軟に子どもを受け入れしています。</p> <p>0・1歳児の保育ニーズが増加傾向にあるため、施設内の配置や保育士・調理員の確保などの方策について検討します。</p> <p>保育サービスを更に充実するため、職員の資質の向上（資格を持った正職員の適正配置、会計年度任用職員の研修など）、保護者が参加しやすい日程の保育参観、お楽しみ保育での地域ボランティア（本の読み聞かせ）、食育サポーターとの食育事業（野菜の育生・収穫・クッキング）の実施、外部講師による運動教室の実施、ALTによる英語教室を実施しています。また、子どもの人数に応じた適正なクラス配置を実施するように努めます。</p> <p>令和元年10月より、保育料及び副食費を全員無償としています。</p>	

23. 休日保育	保育園
<p>休日（日・祝）の開園は実施していませんが、ニーズ調査より一部の保護者から要望があるため、今後休日保育の必要性を検証し、保育関係の事業者等を含め対応の検討をします。</p>	

24. 障がい児保育	保育園
<p>保護者の労働又は疾病などの理由により、保育が必要な障がい児の保育を行っています。</p> <p>保育園における受入れ体制のほか、対象児の状態なども考慮し、保護者との十分な対話により共通認識したうえで、可能な限り受け入れに努めます。</p>	

25. へき地保育所	保育園
<p>児童の減少により令和2年度より休園となっています。再開には継続して6名以上の児童の利用が必要です。</p>	

## (3) 子育て支援のネットワークづくり

26. 地域安全推進協議会	総務課総務グループ
<p>各行政区等から選出された地域安全推進委員で地域安全推進協議会を構成しており、「子ども110番の家」の設置など、子どもが犯罪に巻き込まれることを防止する活動などを行っています。</p> <p>「子ども110番の家」マップを作成し配布するとともに、不審者が現れた場合、情報無線や防犯メール（すぐ〜る）により早急な周知を実施します。</p>	

## (4) 児童の健全育成

27. 児童館管理運営事業	福祉課
<p>現在は、社会福祉協議会に指定管理者として運営を委託しています。</p> <p>放課後児童クラブの児童とその他の児童の交流が図られるよう事業を実施しています。</p> <p>児童館を核とした、子育てサークルでの親や子ども同士の交流や、世代間の交流を実施しています。</p>	

28. 地域活動の充実	教育委員会
<p>地域協働型学校づくり協議会（CS）において、コーディネート機能の充実、活動の継続発展・推進の取組み及び地域の特色を生かした活動を進めます。</p>	

29. スポーツ少年団指導者の育成及び少年団活動への支援の充実	教育委員会
<p>講習会等の情報提供や参加支援及び申込み集約の協力のほか、少年団本部に対し自主的活動に係る支援として補助金の交付や、指導者資格取得と更新費用の助成を行います。また、地域の人材を積極的に活用し、少年団活動の充実や部活動の地域展開の推進に努めます。</p>	
30. 交流事業	教育委員会
<p>高齢者・他地域の小中学生・障がい者・子育てをしている保護者とその子ども等との交流について、住民団体等に協力いただきながら取り組みます。 特に高齢者と子どもの交流の機会を増やし、参加しやすい活動を増やすよう努め、学校間（小学校と中学校、中札内と上札内）の子ども同士の交流に積極的に取り組みます。 引き続き次の事業を実施します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① ポロシリ大学と放課後児童クラブとの交流</li> <li>② エバマカイ中学校（ハワイ州）との国際交流</li> <li>③ 川越市との交流</li> </ol>	
31. 体験活動等	教育委員会
<p>子どもが村内の豊かな自然の中で健やかに育つために、村内の公園や自然を利用し、自然体験や農業体験など、子どもの健全育成に努めます。 引き続き次の事業を実施します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① なかさつないサマーカレッジ（小学5・6年生）</li> <li>② ジュニアアウトドアスクール（小学3・4年生）</li> </ol>	
32. 文化・スポーツ大会参加助成	教育委員会
<p>村民または村内の学校に在籍する方の文化・スポーツ大会参加に係る費用（宿泊費、大会参加費、交通費）を助成します。</p>	
33. 民生委員・児童委員活動	福祉課
<p>地域における身近な相談者として、地域福祉の充実を図るとともに、児童の健全育成や保護を必要とする児童の把握、支援を行っています。更に、児童福祉を専門に担当する主任児童委員と協力し、村民と協働した福祉活動の展開や情報提供を行います。 村内の各学校を訪問し、児童の状況についての意見交換を実施するほか、各学校行事への参加なども検討します。</p>	

## 第2節 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

母子手帳発行時から始まる地域母子保健の流れの中で、医療との連携を考慮した連続的な関わりを展開し、ライフサイクルに合わせて一貫した支援ができるよう、サポート体制の充実を図ります。

### (1) 子どもや母親の健康の確保

34. 母子健康手帳発行時の健康相談	福祉課
妊娠の届出があった妊婦に対し母子健康手帳の発行を行うとともに、問診及び健康相談を行います。	
35. 初回産科受診料支援事業	福祉課
住民税非課税世帯の妊婦に対し、妊娠の判定にかかる産科医療機関の受診費用を助成しています。	
36. 産前・産後ヘルパー事業	福祉課
妊娠期から産後1年未満までの期間で、体調不良等のため家事や育児が困難な家庭に対してヘルパーを派遣し、身体的・精神的負担を軽減します。	
37. 妊産婦通院タクシー事業	福祉課
妊産婦健診の際に自車で通院することが難しい方へ、自宅から病院間のタクシーの利用料金を助成します。	
38. 妊産婦健康診査等交通費助成事業	福祉課
妊婦健診や産後の健診等でかかった交通費を助成します。	
39. 中札内村出産・子育て応援事業	福祉課
妊婦等包括相談支援事業と一体的に行う経済支援として、給付金を支給します。	
40. 妊婦訪問事業	福祉課
妊婦自身が妊娠期の体の変化に気が付き、妊婦と家族が出産に向けて心身の準備ができるよう助産師が個別に訪問し相談支援を行います。	
41. 産後ケア事業	福祉課
産後に支援を必要とする母子に対して、助産師による授乳、育児手技等の相談、母の休養の確保を行い、心身のケアや育児の支援をします。	
42. 安全安心支援事業(妊婦 SOS サポートネット)	福祉課
出産予定病院の医師、助産師の判断により、緊急搬送の必要がある場合には、救急車にて病院へ搬送し、妊婦の出産不安を軽減します。	

43. 各種教室事業	福祉課
<p>出産前後の両親の交流のための両親教室、保健師等による保健指導や親同士の交流、情報交換を目的とした子育て教室、実際の調理を通して離乳食について学ぶ離乳食講習会を実施しています。</p> <p>各種教室は、妊娠・出産・育児に必要な情報・知識を通して親になる心構えを養うとともに、育児をする仲間づくりとなることから事業を推進します。</p>	
44. 乳児健康診査事業	福祉課
<p>医療機関で受診する1ヶ月児健診について、受診票の交付による費用助成を行います。</p> <p>また、保健センターでは偶数月に、満3～4か月・7～8か月・12～13か月の乳児を対象に身体計測・問診・観察・診察などで、心身・運動・言語の発達確認を実施しています。</p> <p>健診時には、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故予防のための啓発活動や事前アンケートによる家庭環境、虐待リスクの確認を行います。</p>	
45. 1歳6か月・3歳児健康診査事業	福祉課
<p>1歳6か月から1歳7か月及び3歳0か月から3歳1か月の幼児を対象に医師による診察のほか、歯科医師の健診と南十勝こども発達支援センター専門員の発達相談などを奇数月に実施しています。</p> <p>また、令和5年度より、3歳児健診の視力検査において、屈折検査機器を導入し、弱視の早期発見に努めています。</p> <p>乳幼児の健全な発育発達を促すため引き続き実施します。</p>	
46. 歯科健診及びフッ化物塗布、フッ化物洗口事業	福祉課
<p>妊婦歯科健診の受診票を配布し、費用助成を行っています。また、乳幼児健診の際には歯科衛生士による保健指導を行っています。</p> <p>また、北大歯科健診を年2回（6月、12月）希望者に対し実施します。希望者にはフッ化物の塗布、個別の歯科相談を行います。令和5年度より、フッ化物の塗布は無料としています。小・中学生には健診を全員に実施（6月のみ）、保育園と小学校にてフッ化物洗口事業を実施しています。</p> <p>健診に合わせ、幼児をもつ親と中学生へ、虫歯予防のための健康教育を引き続き行います</p>	
47. 母子相談事業(子育て世代包括支援センター)	福祉課
<p>※令和8年度中に子ども家庭センターに統合します</p> <p>妊娠期から18歳までの子どもとその家族を対象として、専門スタッフが妊娠・出産・子育てに関する様々な相談を個別に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。</p>	
48. 療育体制整備事業	福祉課
<p>乳幼児健診、個別相談、保育園において専門的な支援が必要とされた場合、早期に南十勝こども発達支援センター等関係機関と連携を図り、子育てに関わるすべての人が安心して相談でき、適切なサービスが受けられるよう支援しています。</p>	
49. 予防接種事業	福祉課
<p>感染症の発生及び蔓延を予防するとともに、個人の発病・重症化予防のため、引き続き実施します。</p>	
50. 不妊治療費助成事業	福祉課
<p>一般不妊治療、特定不妊治療、男性不妊治療及び不育症治療に対しての費用助成について、村単独の上乗せを引き続き実施します。また、不妊治療に関する情報提供・相談も実施しています。</p>	

## (2)「食育」の推進

51. 栄養士による食指導の実施	福祉課・教育委員会
妊娠から思春期まで子どもの成長に合わせた栄養教育を実施しています。食べることは生きるための基本であり、子どもの健やかな心と身体の発達に欠かせないものであるため、今後も関係機関が連携し、取り組みを推進します。 乳幼児健診での個別栄養指導、随時の個別栄養指導を引き続き実施します。 中学校では、歯科健診時に栄養士による栄養指導を実施します。 学校栄養職員は各学校訪問交流や、各小学校で地元生産者・加工業者との交流事業の実施を推進します。	
52. ふるさと味覚給食の提供	教育委員会
地元で収穫される農産物や加工品を使用したふるさと味覚給食（年2回）を継続的に提供し、地元で生産・製造された安全で安心な食材への理解と愛着を深めるための食育を推進します。	
53. 離乳食講習会（もぐもぐクッキング）	福祉課
もぐもぐクッキングでは、離乳食の初期・中期・後期の赤ちゃんを持つ母親を対象に指導と調理実習を行います。	
54. 保育園での食育事業	福祉課
食育サポーターと協力し、保育園での野菜栽培と収穫体験、栄養教育を開催しています。また、保護者向けの食育講演会を開催します。	
55. 小学生を対象とした食育事業	福祉課
食育サポーターと協力し、小学生を対象に、外部講師による調理実習を行います。	
56. 親子食育体験事業	福祉課
幼児、小学生とその保護者を対象に、中札内村農協青年部の協力のもと、収穫体験等を実施しています。	
57. 中学校での食育事業	福祉課
歯科健診時にあわせて村の栄養士による栄養教育を行います。	

## (3) 思春期保健対策の充実

58. 性教育・喫煙・飲酒・薬物等に関する教育の実施	福祉課・教育委員会
学校や地域において、自他の生命を尊重し、個人の生活での健康や安全に関する理解を深めるための教育・支援が必要です。学校や家庭等と協力し、幼児・児童・生徒及び保護者に対する教育や支援を実施します。	

#### (4) 小児医療の充実

59. 医療提供体制の充実	住民課住民グループ
子どもたちが病気になったときに、安心して中札内村診療所で診てもらえるよう、広域利用を含めた今後の体制整備について検討します。 乳幼児健診は更別村診療所医師（小児科医）の協力を得て実施しています。	

60. 乳幼児・児童医療費助成事業	住民課住民グループ
疾病の早期発見、早期治療により、子どもの健やかな成長と家庭における生活の安定に寄与することを目的に、高校3年生までの医療費自己負担分の無料化を実施・継続します。	

61. 小児の任意予防接種助成事業	福祉課
インフルエンザの発生及び流行を予防するため、満6か月児から高校3年生（年齢相当）までの児童・生徒のインフルエンザ予防接種に係る費用の一部を助成します。小児の2回目の接種と、非課税世帯は無料としています。 また、おたふくかぜ予防接種について、1歳から就学前の幼児を対象に費用助成を行っています。	

### 第3節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進

幼児期は、家庭での成長を踏まえて外の世界に足を踏み出し、人間形成の基礎を創るとも重要な時期です。

幼児期までの子どもの発育促進は、子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、すべての教育の出発点となる家庭環境を整えることや、家庭と連携して幼児の発達段階を踏まえつつ、幼児期の道徳性の芽を伸ばし育てる適切な働きかけが必要です。

このため、幼児教育では、保護者の学習機会の拡充や幼児教育に対する情報提供、啓発活動や、共育の日の取組による子育てや家庭教育を支える地域の環境づくりを進めます。

学校教育では、確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスの取れた教育を進め、子どもたちが自立してともに生きる力を育み、社会の中で義務と責任を果たし、主体的に活躍できる人材を育成します。また、国際化や情報化などの社会環境の変化に柔軟に対応できる人材を育むための活動を推進します。

#### (1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

62. 総合的な学習の時間等における地域人材等の活用	教育委員会
幅広い学習内容に対応するため、地域ボランティアの活用を図ります。	

63. 生徒指導の充実	教育委員会
各学校でチャレンジテストの活用、長期休業中に算数教室などに取り組みます。今後も支援体制の整備を図り、児童・生徒一人ひとりの豊かな心と健やかな身体の育成に努めます。	

64. 小中学校の図書館の充実	教育委員会
教育委員会、図書館司書、各学校の司書教諭の連携を通して、各学校の図書館の充実を図ります。	

65. 高等学校・大学修学支援	教育委員会
経済的な理由で進学を断念することがないよう奨学金の貸付けを継続します。	

66. 心の教室相談の充実	教育委員会
スクールカウンセラーの配置や学校内の相談体制を充実し、児童・生徒や保護者との相談を継続して行います。	
67. 道徳教育の充実	教育委員会
道徳授業を積極的に行い、規範意識や自他の生命を尊重する教育の充実に努めます。また、郷土を愛し、ふるさとを大切にする心の教育の充実に努めるため、家庭や地域の人たちの協力により開かれた道徳教育を進めます。	
68. 自然・農業とのふれあい	教育委員会
農家の協力や JA 中札内村の支援を受け農業の見学授業を実施します。また、札内川における自然観察や札内川ダムの見学授業を実施します。	
69. 開かれた学校づくり	教育委員会
学校評価、外部評価を行い、地域との協働による学校づくりを進めます。	
70. 学校施設の整備	教育委員会
安全で豊かな学校環境を提供するために、学校施設の整備を計画的に行い、教材・備品の充実に努めます。	
71. 指導主事の配置	教育委員会
小中学校における新学習指導要領に対応した教育課程の育成など、学校教育に関する専門的事項の指導を行うため、更別村と共同で配置し、学校教育をサポートします。	
72. 不登校等対応の充実	教育委員会
児童生徒が抱える様々な課題の解決に向けて、専任スタッフを配置し、子どもや保護者からの相談への迅速な対応や学校職員へのサポートを行います。	
73. 検定受検料の補助	教育委員会
児童生徒の学習意欲の向上、基礎学力の確実な定着を図るため、英語、漢字及び算数・数学の検定料の全額助成を実施します。	
74. 放課後算数教室の開催	教育委員会
継続的な学習が効果的な算数について、児童の基礎学力の定着と学習意欲の向上を図るため、放課後や長期休暇を利用し、中札内小学校で数学の教員免許取得者による放課後算数教室を開催します。	

## (2) 家庭や地域による教育力の向上

75. 家庭の教育力の向上	教育委員会
家庭、学校、地域が一体となり子どもたちを育てていくために、「中札内村共育の日」の理念を基本に、子どもの基本的な生活習慣やしつけの向上を地域全体で進めます。	
76. ブックスタート及びブックフレンド事業	福祉課・教育委員会
7～8か月健診時に絵本の引換券を配布し、絵本を手渡ししています。絵本を通して赤ちゃんと保護者が向き合い、あたたかい時間をもつきっかけとなるよう支援していきます。 また、フォローアップ事業として、3歳児を対象に絵本をプレゼントするブックフレンド事業を継続して行います。	
77. 子ども会活動の育成	教育委員会
子ども会育成連絡協議会を中心に、子ども会活動の活性化を図ります。また、レクリエーション事業などを通して、地域全体で子どもの健全育成に関わるよう支援します。	
78. 学校開放事業	教育委員会
村における生涯学習の振興のため、学校施設を学校教育に支障のない範囲で一般村民に開放しています。	
79. なないろすまいる隊	福祉課
毎月1回、中札内・上札内小学校の1年生から6年生の子どもたちへカヌー体験や工場見学等の遊びや体験を提供しています。	
80. 森の輪プロジェクト	産業課
木でできた輪（わっこ）のおもちゃで、木のぬくもりに触れて親しむことで健やかな成長と心を育むことを目的に、ブックスタートの際、絵本と一緒に配布しています。	
81. バースディセット（地元飲食店子育て応援）事業	産業課
地元飲食店事業者と一緒に、地域で子育てをするという意識を高めるため、満1歳から満15歳になる方を対象に、飲食店等が作る誕生日用の料理セット1人3,000円分を提供します。 （中札内村商工会への委託事業のため商工会へ申請）	

## 第4節 こどもに対する意見聴収について

「こどもまんなか社会」を掲げる「こども基本法」には、基本理念の一つとして、「全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられており、こどもに関する政策を決める際、当事者らの意見を聴くことを国と地方自治体に義務付けています。

中札内村では、第3期子ども・子育て支援事業計画策定時にこどもの意見や意向の把握を行っているほか、学校教育や社会教育においてもこどもの意見を尊重するように努めています。

今後も、まちづくりの各分野を進めるにあたって、こどもや若者が意見を表明する権利について、村全体で留意していく必要があります。

### ○学童（放課後児童クラブ）についてのアンケート

本計画の策定に際するこどもの意見聴収機会としては、福祉課福祉グループが所管する事業である「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」について、こどもの目線からの率直な声をもとに事業へ反映させるため、放課後児童クラブに通う児童を対象にアンケート調査を行いました。

#### 【実施期間】

11月4日（火）～11月14日（金）まで

#### 【実施対象】

令和7年11月に学童に通所している児童

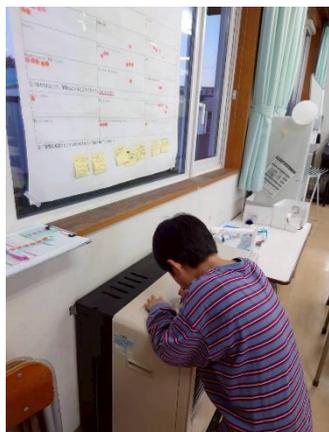
（1年～13人、2年～19人、3年～14人、4年～3人、5年～1人）

#### 【質問テーマ】

学童（放課後児童クラブ）での過ごし方について

#### 【回答方法】

設問内容を模造紙に展開し、シール・付箋で回答



【設問内容と結果】 ※中札内村社会福祉協議会（放課後児童クラブ事業委託先）と協議し設定

1 学童でのあそびの中で、どんなあそびが楽しいですか？

ボードゲーム・カードゲーム 7	読書 15	かくれんぼ 11
ボールあそび 15	一輪車・竹馬 14	ブロックあそび 6
おにごっこ 13	工作（プラバン、ビーズ等） 15	ままごと 2
外あそび 22	なないろすまいる隊（おでかけ） 4	なないろすまいる隊（料理・工作） 11

2 あなたにとって、学童はどんなところですか？

うれしい、たのしい 14	安心する、おちつく 6	おもしろい、したいことがある 12
頼れるおとながいる 8	悲しいこと、イライラすることがあ る、さびしい 5	つまらない、つかれる、あきた 3

### 3 学童に希望することはありますか？（自由記載）

#### 【感想】 2

- ・たのしい！
- ・いつもいろんな遊びがあるから楽しんだと思う。

#### 【したい・行きたい】 11

- ・ひとりかくれんぼ
- ・ピアノ好き
- ・たくさん図書館に行きたい
- ・プールにいつも行きたい
- ・テレビを見たい。冬休みに映画を見たい
- ・映画をいつでも見たい
- ・学童でお泊りがしたい！（2名）
- ・なないろすまいる隊を増やしてほしい
- ・なないろすまいる隊で、高学年だけでいいので、ジュニアアウトドアスクールみたいなのをやってほしい
- ・1年に1回こちょこちょ大会を開きたい
- ・綱引きがしたい

#### 【おやつ・食べ物】 6

- ・誕生日会にカレーをだしてほしい
- ・誕生日会でもっとポテトを増やしてほしい
- ・誕生日プレゼントにお菓子などを入れてほしいな
- ・毎日手作りおやつを出してほしい
- ・おやつをいつでも食べれるようにしてほしい
- ・おやつのお手伝いした人が来た順で並べてほしい。

#### 【ルール】 12

- ・風船とボールを蹴っていいルールにしてほしい
- ・折り紙は一日65枚にほしい
- ・折り紙を一日9枚にほしい
- ・アイロンビーズを5倍にほしい
- ・アイロンビーズとかを何個でもつくれるようにしてほしい
- ・怒らないでほしい
- ・注意をしないでほしい
- ・おやつやさんの小銭が100になってほしい！
- ・土曜日に学童に行ける数を増やしたい
- ・おもちゃを一人何個までとかを決めてほしい
- ・コピーできる回数を増やしてほしい
- ・お誕生会の時、席で発表してほしい

#### 【買ってほしいもの】 29

- ・ボードで書けるペンを増やしてほしい
- ・マンガがほしい
- ・マンガを増やしてほしい
- ・画用紙がほしい（2名）
- ・ボールを増やしてほしい
- ・ダンボールがほしい
- ・遊戯室にトランポリン
- ・遊戯室のおもちゃを増やしてほしい
- ・外でもっとアスレチックを増やしてほしい
- ・おとなの牧場のおもちゃがほしい
- ・おもちゃのクレーンゲームがほしい
- ・あたらしいボードゲームがほしい（2名）
- ・ワンピースのレゴをかってほしい
- ・ピアノをふやしてほしい
- ・ピアノを電子ピアノにほしい
- ・カッコいいパイプレードをやりたい
- ・学童に金魚をかってほしい
- ・学童に犬をかってほしい

- ・学童に猫をかってほしい
- ・学童にプールをつけてほしい（2名）
- ・ピアノだけでなく鍵盤ハーモニカも自分のやつがほしい
- ・学校みたいな一輪車で自分のをかってほしい
- ・学童にテレビがほしい（2名）
- ・35才の大人がほしい  
（パパと同じ年齢の大人がほしい）
- ・ベッドがほしい

#### 【してほしいこと】 18

- ・ふざける人を強くしかってほしい（2名）
- ・トラブルが少ないところにしてほしい
- ・誰かが悪いことをしていないか見張ってほしい
- ・もっと楽しくしてほしい
- ・カメムシが学童にいなくなるようにしてほしい、駆除してほしい（2名）
- ・おやつやさんとお誕生日会以外でもイベントがほしい
- ・おやつのおかげがうるさい（3名）
- ・先生をふやしてほしい
- ・おやつやさんのときお金を1,000円にほしい
- ・「ごちそうさま」を自由にしてほしい
- ・ロッカー自由おきにした
- ・班？かんけいなくしたい
- ・ちゃんと宿題をおしえてほしい
- ・宿題をしよう 宿題に答えをかいてほしい

#### 【施設について】 12

- ・学校の近くに学童を建ててほしい（2名）
- ・大集会室を広くしてほしい
- ・どこかの部屋を広くしてほしい（2名）
- ・できればトイレをきれいにしてほしい
- ・遊戯室をお店にほしい
- ・学童を3階建てにほしい
- ・2階があって上は寝る場所
- ・2階をつくって公園にほしい
- ・薄暗いところ、狭いところをつくってほしい
- ・床をぶにぶににほしい

#### 【ゲームなど】 10

- ・マリオカートワールドをやりたい（2名）
- ・スイッチがほしい
- ・スイッチでホートナイトをしたい
- ・YouTubeを見たい（3名）
- ・パソコンですしだをやりたい
- ・バウンティラッシュをしたい（2名）

#### 【謎の意見】 10

- ・学童をディズニーにほしい
- ・キーホルダーあり
- ・早くクリスマス会したい
- ・お菓子のうちになってほしい 冬の間だけね
- ・ここをホテルにほしい
- ・学童を家にほしい
- ・毎日おやつやさんでおやつを食べたい
- ・いつも誕生日会をしたい
- ・おこずかいほしい、5000万円
- ・記載事項不明

意見累計 110件

## 総括

- ・比較的、放課後児童クラブ、ないし児童館の環境について前向きな回答が多かった。
- ・「〇〇がほしい」等、新たに欲しい等の希望については際限がないので、反映しにくい。
- ・過去にやっていたものの復活、現状行っているものの強化は取り組めるものがある。

## 学童（放課後児童クラブ）との結果共有

### ○すぐに取り組みそうな意見

#### ・たくさん図書館へ行きたい

現状：自由時間の中で行っている。図書館では読書・DVD鑑賞等。

### ○できないもの

#### ・プールにいきたい

過去にプール槽のなかで児童が嘔吐してしまった事例あり。

見張り等に限界があり、リスクが高い。

### ○すぐにはできない、関係各所との調整が必要なもの

#### ・学童でお泊りがしたい

過去に保護者の協力のもと行っていた。（肝試し、花火大会等…）

### ○外遊びに関する回答・自由記述が多い

→体を動かしたい子どもが多い

→夏などは熱中症対策を取りながら遊んでいるが、昨今の猛暑日（アラート中）では外に出させていない

## 第5節 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

### (1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は深刻な社会問題であり、その発生の未然防止から早期の対応、特に支援を必要とする家庭については、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげる必要があります。

そのため、虐待を受けた子どもやその家族に対し、専門的な知識・技術に基づく支援を充実させ、虐待の予防から早期の発見と保護、保護者への指導、保護された子どものケアに至る総合的な対策を講じます。

82. 要保護児童対策地域協議会	福祉課
村、学校、村立診療所、警察、児童相談所など子どもに関係する機関が連携して児童虐待の未然防止などの対応を行っています。代表者会議や個別ケース検討会議等を通して関係機関とのネットワークの強化を図り、迅速な問題解決に取り組みます。	

83. 児童虐待早期発見	福祉課
妊娠届出時から乳幼児健診まで問診項目で生活・子育て環境を把握し、また子育て支援センターでの児童の状況把握等を行っています。 子育て支援の必要な保護者の早期発見・早期支援に結びつくための事業を進めます。	

### (2) 要支援児童・要保護児童数について

本村の要支援児童数について、令和7年は6人であり、要保護児童はありません。

## (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等は、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うため、子どもの養育や健康、経済面などに大きな不安を抱え、様々な困難に直面しています。また、親との死別・離別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、子どもの成長過程において生じる諸問題についても、十分な配慮が必要です。

そのため、ひとり親家庭に対する相談指導体制の充実や社会的経済的自立に必要な情報の提供を進めていきます。

84. 相談指導体制	福祉課
母子・父子家庭の心身の健康上の相談や関係行政機関の相談窓口の紹介など、相談体制の充実や、施策・取り組みについての情報提供を図ります。健診や各事業を通して、支援が必要と判断される場合は積極的な支援を行います。	

85. 保育園の入園及び放課後児童クラブの利用に際しての配慮	福祉課
ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るため、保育園及び放課後児童クラブの優先入所や利用料の減免など、各種支援策について検討します。	

## (3) 障がい児施策の充実

障がいの早期発見と早期療育を通じて、障がいのある子どもの健やかな成長と自立を支援します。

保育園においては、障がい児の受入れを推進するとともに、放課後児童健全育成事業においても同様に障がい児の受入れを推進し、受入れに当たっては、各関係機関との連携を図ります。

86. 南十勝こども発達支援センター	福祉課
大樹町にある「南十勝こども発達支援センター」で、通園事業を広域で実施し、子どもの発達を支援します。併せて交通費、利用料の一部助成を継続実施します。	

87. 教育支援委員会	教育委員会
保育園、学校、村内関係者と連携を図り、発達支援児童の情報共有を図ります。	

## 第6節 こどもの貧困対策に向けた施策

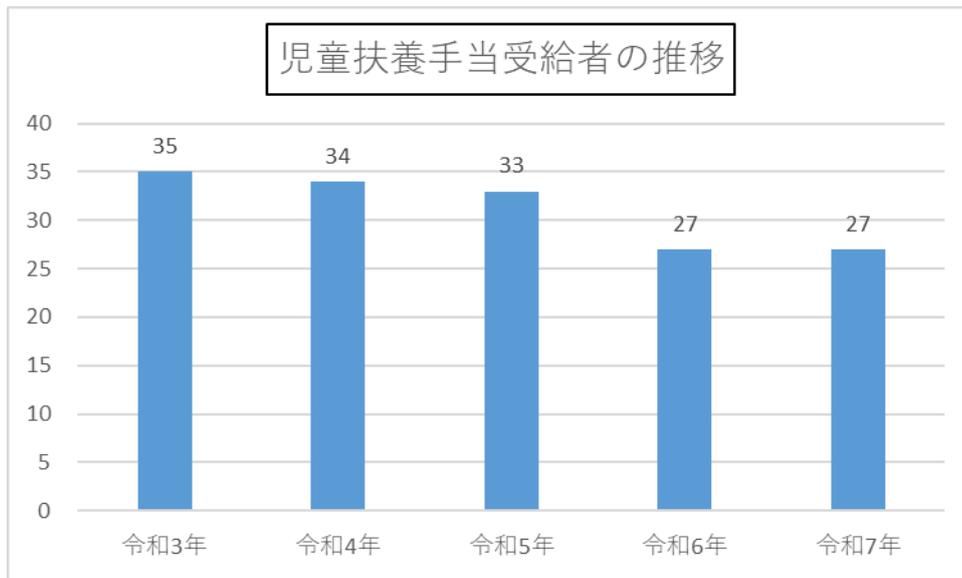
子どもの貧困が教育や体と心の健康と成長に影響をあたえてはならないと考えています。

現在、福祉課及び教育委員会、さらには教育機関がケース会議や連携会議のなかで、家庭の生活状況や経済状況を把握し、各課の連携を図るとともに情報の共有に努め、必要に応じて各種支援を図っていきます。なお、現時点において、本村に子育て世帯の被保護世帯はおりません。

### (1) 中札内村の現状

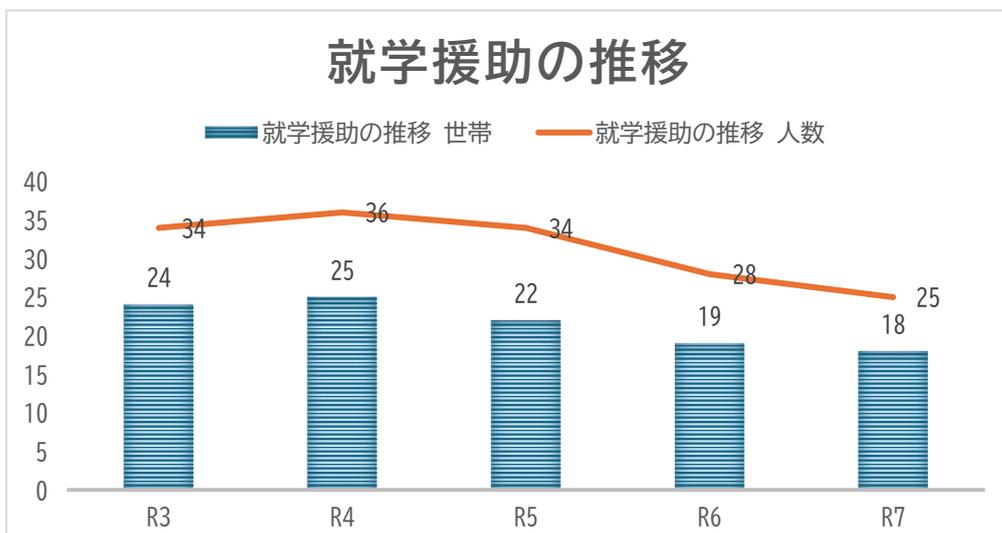
#### 1. 児童扶養手当の受給者の推移

本村の児童扶養手当受給者では、令和3年の35人から令和7年は27人と減少しています。



#### 2. 就学援助の推移

本村の要保護・準要保護世帯では、準要保護世帯が令和4年の25世帯36人から令和7年の18世帯25人に減少しています。なお、要保護世帯（被生活保護世帯）はおりません。



## (2) 子どもの貧困対策に向けた主な施策

88. 妊婦のための支援給付（旧：出産子育て応援交付金事業）	福祉課
すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまでの一貫した支援を充実させるとともに、給付金の支給により経済的負担の軽減を図ります。	
89. 要保護・準要保護就学援助	教育委員会
小中学校に在学する児童生徒の保護者で、経済的理由により就学させることが困難と認められる方を対象に、就学に関する経費の援助を行います。	
90. 通学費等助成	教育委員会
経済的理由によって就学が困難とならないよう、生活困窮世帯の経済的負担を軽減するため、高校生等の通学費等の一部を補助します。	
91. 高校生活の支援	教育委員会
保護者等の経済的負担を軽減のため、高校生に係る費用の一部を助成します。	
92. 奨学資金等の支援	教育委員会
経済的理由で修学が困難な方を支援するため。永井明奨学資金の貸し付けを行います。 中札内村農業協同組合で実施している、JA教育ローンの貸付利率を3分の1負担する支援を行います。	
93. フードバンク事業	社会福祉協議会
何らかの理由により生活困窮となり、当面の食料がない世帯に対し、村民等から募った食品を提供することで、生活の基盤となる食のセーフティーネットを構築し、自立へ向けた意欲向上を図るとともに、支え合う地域づくりを推進します。	
94. 応急生活資金貸付	社会福祉協議会
何らかの理由により生活困窮となり、生活に必要な資金を無利子での貸し付けし、生活の安定と経済的自立を図ります。	

上記の他、子どもの貧困対策に資する援助として、以下の事業を展開しています。

- |                         |                     |
|-------------------------|---------------------|
| 21. 村外保育施設無償化事業         | 38. 妊産婦健康診査等交通費助成事業 |
| 22. 保育園環境整備（保育料・副食費無償化） | 60. 乳幼児・児童医療費助成事業   |
| 35. 初回産科受診料支援事業         | 61. 小児の任意予防接種助成事業   |
| 37. 妊産婦通院タクシー事業         |                     |

## 第7節 ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。また、企業等民間団体に対しても、こうした取り組みの共通理解を促進し、労働環境の整備に向けた啓発を実施していく必要があると考えます。

### (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

95. 男女共同参画の推進によるワーク・ライフ・バランスの実現	総務課企画財政グループ
「中札内村男女共同参画推進計画」に基づく施策に取り組み、村広報紙やホームページ等で「仕事と家庭生活の両立」についての情報提供や意識啓発を行います。	
96. 民間事業者への育児休暇等制度の周知	総務課企画財政グループ
民間事業者が育児休暇・育児休業など、制度の整備と適正な運用が実施できるよう積極的に周知します。	

## 第8節 子育てを支援する生活環境の整備

生活の基本となる住宅・住環境整備については、民間活力の活用も図りつつ、中札内に住んでいる、これから住みたいという方のニーズに応え、宅地分譲地の紹介、空き地・空き家、民間アパート情報など総合的な住情報の提供を図るほか、公共施設等の緑化を含む自然環境保全・活用や安全な道路交通環境の整備を進め、生活環境の向上に努めます。

“あらゆる世代の方”が、ライフスタイルの変化に応じた“安全・安心な暮らし”を実現できる住まい、環境づくりをめざします。

また、ベビーカーの通行に不向きな段差が多いなど、妊産婦や乳児とその親が外出する際の障がい等を解消するバリアフリー化を推進します。

### (1) 良質な住宅の確保

97. 定住促進住宅取得奨励金	施設課
住宅を新築した方へ50万円、購入した方へ20万円を助成します。 ※加算制度有り（子ども1人につき50万円、移住5年以内の世帯主または配偶者が50歳未満の方へ50万円加算など） また、住宅を新築又は購入した方に「定住促進奨励金」として、固定資産税相当額を5年間助成し、さらに、「中札内スタイル住宅」建築基準に適合する住宅を新築した方に住宅1戸につき50万円（北海道が推奨する北方型住宅に登録された場合、助成額は30万円上乗せし80万円）助成します。	

98. 公共賃貸住宅の優先入居	施設課
子育て世帯の居住の安定の確保を図るため、小さな子どもがいる世帯に対する公共賃貸住宅における優先入居の実施等に積極的に取り組みます。	

99. 住宅の情報提供	施設課
民間賃貸住宅に関する情報提供を行います。	

### (2) 良好な居住環境の確保

100. 公営住宅のユニバーサルデザイン化	施設課
子育て世帯が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のユニバーサルデザイン化などの取り組みを推進し、情報提供に努めます。	

### (3) 安全な道路交通環境の整備

101. 歩道等のバリアフリー化	施設課
妊産婦、児童、障がい者、高齢者などが安全に歩行できるよう、歩道等整備に併せてバリアフリー化を検討します。	

102. 関係機関との協議	総務課総務グループ・施設課
事故の危険性の高い通学路、交差点において、危険箇所の点検・改善、関係機関へ交通安全施設設置等の要請を行います。また、道路・歩道の改修に併せて関係機関と安全性向上に向けての協議、検討を行います。	

#### (4) 安心して外出できる環境の整備

103. 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化	施設課
妊産婦、乳幼児連れの方等すべての人が安心して外出できるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく基本構想等を踏まえ、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進します。	

104. 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備	施設課
公共施設の改修等にあわせ、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備を推進します。	

#### (5) 安全・安心まちづくりの推進等

105. 児童公園の整備	福祉課
既存の公園遊具は、定期的に点検整備を行い、危険な遊具については回収または撤去します。 児童公園：上札内、興農区、2区、ときわ野、ひばりヶ丘	

### 第9節 子どもの安全の確保

関係機関と連携した協力体制を図りながら、子どもを犯罪等被害や交通事故から守り、安全確保に努めます。

広報紙や防犯メールによる近隣の犯罪発生状況や不審者情報の提供、街路灯・防犯灯の整備推進、青色回転灯搭載車による防犯パトロールの実施など積極的に取り組みます。

交通安全の推進や防犯対策については、村内の地域住民、事業所、各種団体で構成された中札内村地域安全推進協議会が中心となり、北海道警察及び中札内駐在所と連携を図りながら全村をあげて安心して住みよい地域社会の実現をめざします。

#### (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

106. 交通安全教室	総務課総務グループ
小学生を対象として、横断歩道の歩行や自転車の運転など、実践型の交通安全教室を行っており、内容の充実に努めます。	

107. 通学路等での見守り	総務課総務グループ・教育委員会
地域ボランティアや小中学校PTAによる、子どもの登下校時の見守り活動を、地域安全推進協議会の通学路部会と連携して取り組みます。	

108. 地域安全推進協議会への支援	総務課総務グループ
地域安全推進協議会は、各行政区から推薦された村民・各種団体・企業等、行政関係で構成されており、地域の実態に即した安全活動の推進、広報啓発活動の推進等、防犯活動を行っていることから、今後も活動を支援します。	

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

109. 子ども110番の家の充実	総務課総務グループ
子どもが不審者から声をかけられたりした場合など、子どもがかけ込むことができる「子ども110番の家」を村民の協力により設置しており、今後も継続します。 子ども110番の家のマップを作成し、児童・生徒、事業所、公共施設等に配布し充実を図ります。	
110. 犯罪等の情報提供	総務課総務グループ
防災無線や防犯メールを利用した不審者情報等の情報提供を推進します。	
111. 被害にあった子どもの保護の推進	福祉課
犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を進めます。	

## 第6章 計画の推進及び点検評価

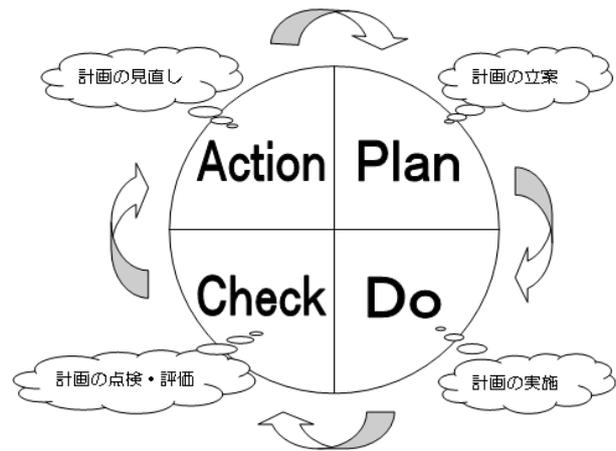
個別事業計画の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていきます。

### （1）計画の推進体制と確保

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

### （2）計画の点検評価

こども計画は、中札内村子ども・子育て会議等を活用し、PDCAサイクルに基づいて毎年度点検・評価・公表を行います。



# 資 料

1. 中札内村子ども・子育て会議条例
2. 中札内村子ども・子育て会議条例施行規則
3. 中札内村子ども・子育て会議委員名簿

## 中札内村子ども・子育て会議条例

### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条の規定に基づく事務を処理するための審議会として、中札内村子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

### (所管事務)

第2条 子ども・子育て会議は、村長の諮問に応じ、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第7条第4項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、法第31条第2項に基づき意見を述べること。
- (2) 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、法第43条第3項に基づき意見を述べること。
- (3) 法第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に関し、法第61条第7項に基づき意見を述べること。
- (4) 本村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

### (組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 子ども・子育て会議の委員は、子どもの保護者、事業主及び労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者並びに子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、村長が委嘱する。
- 3 村長は前項の規定にかかわらず、村在住者から委員を公募することができる。ただし、公募する委員の数は7人以内で、村長がその都度定める。

### (任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総務し、子ども・子育て支援会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 第2条第3号に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に関する諮問事項を専門的に審議するため、子ども・子育て会議に専門部会を置くことができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 中札内村子ども・子育て会議条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は中札内村子ども・子育て会議条例（平成25年条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会議)

第2条 中札内村子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の招集は、必要に応じ会長が行い、議長は会長が当たる。ただし、委員の委嘱後最初に開催される会議は、村長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (意見の聴取)

第3条 子ども・子育て会議は、必要があると認める場合は、関係者に対し、出席を求め、意見若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

### (守秘義務)

第4条 委員は子ども・子育て会議において、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (専門部会)

第5条 条例第6条の専門部会（以下「部会」という。）は、子ども・子育て会議から付託された事項について調査審議するものとする。

### (部会長及び副部会長)

第6条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。

2 部会長は、部会を代表し、部会の議事その他の事務を処理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(準用)

第7条 第2条から第4条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(子ども・子育て会議への報告)

第8条 部会長は、付議事項について調査審議したときは、その結果を子ども・子育て会議に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉課において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の議事その他の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

子ども・子育て会議 委員名簿 (令和7年12月1日～) ※敬称略

委員氏名	区分
北村 光晴	子育て支援 (条例第3条第2項)
後藤 由佳理	子育て支援 (条例第3条第2項)
田中 好恵	子育て支援 (条例第3条第2項)
菅野 みゆき (副会長)	学識経験 (条例第3条第2項)
政所 敬志	学識経験 (条例第3条第2項)
菅原 晴彦 (会長)	学識経験 (条例第3条第2項)
會田 康介	保護者 (条例第3条第2項)
渡辺 篤	保護者 (条例第3条第2項)
山田 晴生	保護者 (条例第3条第2項)
重松 和希	労働者 (条例第3条第2項)
生野 康裕	保護者 (条例第3条第2項)